

令和4年(ワ)第70号 妨害予防請求事件

原告 中国電力株式会社

被告 上関原発を建てさせない祝島島民の会

準備書面5

令和6年4月8日

山口地方裁判所岩国支部 御中

原告訴訟代理人弁護士

末 国 陽 夫



同

松 村 和 明



同

河 本 豊 彦



同

川 本 賢 一



同

新名内 沙 織



本準備書面において、原告は、令和6年1月22日付け被告準備書面(5)の第1及び第4に対して反論するとともに、第5に対して回答する。

第1 被告の主張に対する反論

1 平成26年の和解の位置付けについて

平成26年に原告と被告との間で成立した、御庁平成21年(ヨ)第13号使用妨害禁止仮処分申立事件の保全取消請求事件(山口地方裁判所平成24年(モ)第36号保全取消請求事件)における和解(以下「本件和解」という。)は、埋立工事に係る妨害禁止仮処分決定を前提とした埋立工事施行区域内の海域使用に関する取扱いを定めているが、和解条項の構成や内容からみても、私法上の和解契約の性質を有していることは明らかである。

本件和解条項第1項では、公有水面埋立免許が失効となった場合には仮処分申立てを取り下げることを確認し、第2項では原告が適法に埋立工事を再開したときは被告は仮処分決定に定める不作為義務を負うとしており、これらは当然の事であることを確認したものと見えるところ、着目すべきは第3項であって、あえて「第1項及び第2項以外の場合」の取扱いを定めたことが要点といえる。

本件和解が成立した当時は、原告による上関原子力発電所の準備工事が中断してから3年を経過し、公有水面埋立免許が有効でありながら埋立工事の施行が留保された状態が続いており、さらに続く可能性について当事者間で共通認識を持っていたが、工事が中断された中でも埋立工事施行区域内で行う地質調査等については被告が不作為義務を負うことを確認したのである。

被告は、本件和解に定める確認の効力は仮処分手続きの中にしか

及ばないと主張するが、訴訟手続上の和解は、訴訟行為のほか私法上の和解契約が結合ないし両者の性質を有するものであり、同和解により、被告は、工事が中断された中でも埋立工事施行区域内で行う地質調査等について原告の使用を妨害する一切の行為をしてはならないという私法上の不作為義務を負うことを確認したとみるべきである。

訴訟手続、保全手続上の和解も、和解内容は当事者の意思表示の効果として、私法上の和解の効果が認められることについては判例も一致しており、学説も多数説であり、本件和解についても私法上の効果が生じていることは明らかである（条解 民事訴訟法〔第2版〕1474頁以下（甲第33号証）、新民事訴訟法〔第5版〕370頁以下（甲第34号証）並びに広島高判昭和40年1月20日・LEX/DBインターネット文献番号27402612（甲第35-1号証）及び最一小判昭和43年2月15日・LEX/DBインターネット文献番号27000997（甲第35-2号証））。

また、被告は、本件和解がいわゆる「暫定的な和解」であると言いたいのもかもしれないが、保全手続において暫定的な和解をする場合には、暫定的な和解であることが和解条項上明確にされていなければならないところ（民事保全の実務〔第4版〕（上）（甲第36号証））、本件和解条項には暫定的な和解であることを明確に示す条項は置かれていない。

上述のとおり埋立工事施行区域内の地質調査については埋立工事の進捗等に関係なく、被告は不作為義務を負うものである。それにも関わらず、被告は上述の和解を全く無視し、更に漁業補償に関する確定判決に対しても異を唱え、全く実態のない自由漁業に基づく権益があるなどと主張し、地質調査を妨害しているため原告は訴え

を追加したものである。

2 公有水面埋立免許及び一般海域占用許可に関する主張について

被告は、「公有水面埋立法は、公有水面埋立免許を得た者が、竣功許可を条件として埋立地の所有権を取得するという結果について定めたものにすぎない」として、「原告が埋立施行区域を使用して実際に埋立を進めるためには、山口県の『一般海域の利用に関する条例』に基づく許可を、公有水面埋立免許とは別に取得する必要がある」と主張する。

しかしながら、公有水面埋立法第2条において「埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市ノ区域内ニ於テハ当該指定都市ノ長以下同ジ）ノ免許ヲ受クヘシ」と定められているところ、山口県の一般海域の利用に関する条例第4条においては、占用許可を要しない行為として「公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて行う行為」と規定しているから、埋立免許に重ねて海域の使用許可を要するという被告の主張は明らかに失当である。

また、被告が引用する河川法に係る国の通達（乙第11号証）は、昭和39年に制定（全面改正）された河川法の施行に際して、とりわけ留意すべき事項を関係先に通知したものであり、旧河川法においては、いわゆる「適用河川」（主務大臣が公共の利害に重大な関係ありと認定したもの）に対しては公有水面埋立法を適用することはできないと解されていたところ、新法ではすべての河川の区域について公有水面埋立法が適用されることとなったために埋立に係る取扱いが特記されたものである。

具体的には、新河川法では「河川の流水は私権の目的となることはできない（同法第2条第2項）」と規定しながらも、「河川の区域（同法第6条）」については公有水面埋立法の適用があると解されていることから、河川の埋立にあたっては、公有水面埋立法にもとづく免許に加え、河川法第27条に定める許可が必要とされているのである。（公有水面埋立法（問題点の考え方）（甲第37号証））

以上のとおり、河川については、「流水と敷地の統合体」という固有の事情があることから、埋立にあたって河川法に定める手続が必要とされているのであって、河川の埋立に係る取扱いを根拠として一般海域においても同様の取扱いを要するといった被告の主張は、明らかに飛躍しており、当を得ないものというほかない。

第2 求釈明事項に対する回答

被告は、「原告が、海洋ボーリング調査を行うのであれば、その調査結果の利用は具体的な実現可能性がなくなった上関原発の設置許可申請を目的としたものではなく、本件漁業契約の目的から外れた、共同事業者となる関西電力との兼ね合いから2030年までに操業が迫られている中間貯蔵施設設置許可申請に利用することを目的としたものである可能性が極めて高い」と主張する。

原告は、国が定めた実用発電用原子炉に係る新規制基準（以下「新規制基準」という。）への適合に向けた対応について、新規制基準及び関連する内規等の制定及び改正の状況に加え、原子力規制委員会による既設原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査の状況を注視し、新たな知見を発電所の設計に適切に反映するよう検討を行い、追加地質調査として実施した発電所敷地内ボーリング調査の結果を踏まえ、令和元年（2019年）5月に海上ボーリング調査の具体的な

実施計画を決定し、同年6月10日付の工事竣功期間伸長許可申請では、発電所敷地内の断層の活動性評価に万全を期すため、埋立工事に先立って埋立工事施行区域内において海上ボーリングを行う旨を記載して申請を行い、同年7月26日付で工事竣功期間伸長の許可を得ている。

海上ボーリング調査は、上記の経過を経て、諸準備が調った令和元年（2019年）11月以降、令和2年（2020年）、令和3年（2021年）と実施を試みたものであり、原告は、調査を試みようとするたびに被告の妨害行為により調査を行うことができなかったことを踏まえ、令和4年（2022年）10月25日に本訴の提起に至ったものである。その一方で、原告は、令和5年8月に、山口県上関町大字長島の原告所有地内における、原子力発電所で使用した燃料を一時的に保管する中間貯蔵施設の設置に係る調査・検討について公表し、現在は同施設の立地可能性を確認するとともに計画の検討に必要なデータを取得するための調査を実施しているところである。

上記の経緯からして、海上ボーリング調査は、数年前から着手し、本来ならば数年前に完了しているはずのものであり、昨年8月に公表した上記の施設の計画と関連づけることはできない。

以 上